

徳島大学

平成 29 年度防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」の公募について

標記については、平成 29 年 3 月 24 日付「軍事的安全保障研究に関する声明」（日本学術会議）が公表され、防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」（2015 年度発足）では、「将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い。」「大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである。学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。」との指針が示されました。

本学では、日本学術会議の声明において問題が多いとの見解であること、また、声明が 3 月末に出されたものであり、現時点では申請の諾否等を判断する審査体制が確立されていないため、平成 29 年度の本制度への申請については、機関承認は行わないこととします。なお、本制度は e-Rad から研究者が直接申請できる仕組みとなっておりますが、機関承認は行わないため、申請は行わないよう、よろしく申し上げます。